新 旧 2 調査基準 2 調査基準 (1) 調査を行う基準は、落札候補者(第 調査を行う基準は、落札候補者(第 1項第1号の建設工事にあっては、技 1項第1号の建設工事にあっては、技 術評価点と価格評価点の合計点(以下 術評価点と価格評価点の合計点(以下 「総合評価点」という。)が最も高い 「総合評価点」という。)が最も高い 者を、同項第2号の建設工事にあって 者を、同項第2号の建設工事にあって は、予定価格の制限の範囲内で最低の は、予定価格の制限の範囲内で最低の 価格をもって申込みをした者をいう。 価格をもって申込みをした者をいう。 以下同じ。) の入札価格が次に定める )の入札価格が予定価格に 調査基準価格 100分の70を乗じて得た額(以下「調査 基準価格」という。) に満たない場合 に満たない場合 とする。 とする。 調査基準価格(1万円未満切り上げ) =直接工事費+共通仮設費×90/100+ 現場管理費×90/100+一般管理費等× 68/100 ただし、調査基準価格が予定価格に 92/100を乗じて得た額を上回る場合は 予定価格に92/100を乗じて得た額(1 万円未満切り上げ)、予定価格に75/100 を乗じて得た額に満たない場合は予定 価格に75/100を乗じて得た額 (1万円 未満切り上げ)とする。 (2) 「直接工事費」、「共通仮設費」、 「現場管理費」及び「一般管理費等」 の用語の定義については、原則として それぞれ次に掲げる基準書等の例によ るものとする。 ア 土木工事標準積算基準書 イ 公共建築工事積算基準 入札執行の保留 4 入札執行の保留 入札の結果、落札候補者の入札価格が 入札の結果、 調査基準価格に満たない 調査基準価格未満の価格で入札が行われ 場合は、入札参加者に対して保留通知 た場合は、入札参加者に対して保留通知

をし、入札の執行を保留する。

をし、入札の執行を保留する。

- 5 低入札価格調査委員会の設置
  - (1) <u>落札候補者の入札価格が調査基準</u> <u>価格に満たない</u>場合は、適正な契約の 履行の確保を図るため、低入札価格調 査委員会(以下「委員会」という。) を設置する。

 $(2) \sim (5)$  (略)

- 9 調査結果に関する措置 前項の規定による調査の結果、次の措 置を行うものとする。
  - (1) (略)
  - (2) 契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合

ア (略)

- イ アによる措置がなされたときは、 直ちに、当初の落札候補者に対して 落札者としない旨の通知を、次順位 者に対しては落札候補者となった旨 の通知をするとともに、その他の入 札者に対しては次順位者が落札候補 者となった旨を通知するものとす る。この場合において、次順位者の 入札価格が調査基準価格に満たない 場合は、当該次順位者について改め て低入札価格調査を行うものとす る。
- (3) (略)

- 5 低入札価格調査委員会の設置
  - (1) <u>第2項の調査基準に該当する入札があった</u>場合は、適正な契約の履行の確保を図るため、低入札価格調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

 $(2) \sim (5)$  (略)

- 9 調査結果に関する措置 前項の規定による調査の結果、次の措 置を行うものとする。
  - (1) (略)
  - (2) 契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合

ア (略)

イ アによる措置がなされたときは、 直ちに、当初の落札候補者に対して 落札者としない旨の通知を、次順位 者に対しては落札候補者となった旨 の通知をするとともに、その他の入 札者に対しては次順位者が落札候補 者となった旨を通知するものとす る。

(3) (略)

## 附則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、改正後の規定は、施行日以後に長岡市建設 工事制限付き一般競争入札実施要綱(平成18年長岡市告示第76号)の規定による制限付き 一般競争入札の公告を行う工事から適用する。